

議会基本条例の見直し等について ～見直しに向けた検討資料～

1 危機的事象について（災害等への対応）

(1) 考え方

議会基本条例を改正し、新たに、災害等への対応条項を追加。

議会としての業務継続計画（議会BCP）について、議会改革検討会議、議会災害等対策会議等において検討し、策定する。

ア 条例改正について

大規模災害その他の緊急事態（注）が発生した場合においても、二元代表制の一翼を担う議会が、その機能を喪失させることなく、適時、適切に対応を行うことが重要である。

昨今の台風、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の発生状況を考えれば、より迅速な判断や行動が必要な緊急事態発生時における県議会としての基本的な対応を、議会基本条例に定めておくことは極めて重要であることから、同条例に新たな規定を設ける。

(ア) 条文について

県民の生命、身体若しくは財産に直接かつ重大な被害若しくは影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある緊急事態における、県議会としての対応に関する基本原則を規定する条文とする。

(イ) 緊急事態における、県議会の対応（条文に規定する要素）について

- ・ 県議会として、状況の把握と調査を行うこと
- ・ 県議会としての役割を踏まえ必要な対応を行うこと

議決による県の意思決定、政策立案、国等への意見表明、知事等の行財政の運営状況の監視・評価、県民への説明など

神奈川県議会基本条例（第8条）「県議会の役割」

- ・ これらの対応が迅速かつ的確に行えるよう、県議会として必要な体制を整備すること

〔業務継続計画（BCP）の策定など〕

（注）神奈川県危機管理規則及び危機管理対処方針に規定する危機（県民の生命、身体若しくは財産に直接かつ重大な被害若しくは影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある緊急の事態）を想定。

イ 議会BCPについて

大規模災害などの緊急事態が発生した場合においても県議会がその機能を発揮できるよう、緊急事態における県議会の対応に必要な体制の整備に関する事項を、具体的に規定する。

（例）

- ・ 議会、議員及び議会局の役割、機能、行動方針
- ・ 議会災害等対策会議の設置、運営

- ・安否確認、議員への情報提供、議員を通じた災害等の情報収集等
- ・情報の収集、提供、要望の集約
- ・災害時における対応（発災時、初動期、初動期経過後）
- ・審議を継続するための環境の確保（代替施設、通信環境、備蓄品等）
- ・計画の運用（訓練、計画の見直し）

2 議会ICTについて

(1) 考え方

本県議会として、ICTを活用し、より県民に開かれた議会を実現し、審議の一層の充実を図っていくことは、大変重要である。

そこで、神奈川県議会基本条例第1条に掲げる「県民に開かれ、充実した議会の実現を図り、もって県民の豊かな生活とより良い明日の神奈川を目指す」ことを達成するため、引き続き、議会のICTを一層推進する。

なお、議会ICTの推進は、新たに議会基本条例に規定しなくても現行条例の中で対応は十分可能となっている。

(2) 検討中の取組

Zoomを活用したオンライン会議の推進を図る。

3 議会バリアフリー化について

(1) 考え方

本県議会では、これまでも議場のバリアフリー化や議員提案による神奈川県手話言語条例の制定、「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定など、様々な取組を行ってきた。

議会バリアフリー化を一層進めることは、議会基本条例第1条に掲げる「県民に開かれ、充実した議会の実現を図り、もって県民の豊かな生活とより良い明日の神奈川を目指す」ことに資するため、本県議会としては、さらなる取組を推進する。

なお、議会バリアフリー化の推進は、新たに規定しなくても現行条例の中で対応は十分可能となっている。

(2) 検討中の取組

障害などにより音声を聞き取りにくい傍聴者に向けた音声文字化の実施（運用状況や技術進歩等を慎重に見極めつつ、最終的には、審議のための補助資料及び会議録作製にも活用）。